

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年5月5日 18時00分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（くらし安全防災局長）

ただ今から、第8回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。会議開催に先立ち、本部長である知事からご発言をお願いします。

（本部長（知事））

ご苦労様です。大型連休後半を控えた5月1日に続いての本部会議です。

前回の本部会議で、「ゴールデンウィークは我慢のウィーク」と、強いメッセージを发出了しました。これまでのところ、連休中の人出を大幅に抑えられていると感じています。多くの県民の皆様が私からの呼び掛けに応じていただいたことに心から感謝申し上げます。

一方、昨日私の全国知事会を代表して参加しました諮問委員会を経て、国の基本的対処方針が改定され、緊急事態宣言が5月末まで延長されることとなりました。本県は、特定警戒都道府県として、これまで同様の行動抑制を行うことが求められています。

本日は、国の方針の改定を受け、緊急事態措置に係る県の実施方針等を改定するとともに、県民の皆様へのメッセージを改めて発出します。

県からは引き続き、生活に必要な場合を除いての外出自粛、感染拡大に繋がる恐れのある施設の使用の停止等をお願いすることになります。緊急事態宣言が出されてから約1ヶ所、更なる延長は心苦しく思いますけれども、何よりも県民の命を守る強い想いで呼び掛けを続けていきたいと思えます。

また、早期に緊急事態宣言を終了させるためには、神奈川モデルによる医療体制の更なる充実に取り組んでいく必要があります。さらに、緊急事態宣言の長期化に伴い、影響を受ける事業者の声をしっかりと受け止め、自ら休業している事業者を含め、幅広く支援していきたいと思えます。その旨は、本日改定を予定している実施方針にも盛り込んだところです。

感染者は一時期と比べ、減少しているものの、予断を許さない状況が続いており、引き続き、県の総力を挙げて取り組むことをお願いし、開会に当たっての挨拶とします。

（くらし安全防災局長）

ありがとうございました。それでは、次第をご覧ください。本日の議題は4点です。

（1）国の基本的対処方針の改定について、簡単にご説明します。

Skypeで参加の皆様は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等についてというファイルをご覧ください。会場出席者の資料は、裏面になります。Skype参加者の

資料は、2枚目になります。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長ということで、1番、緊急事態措置を実施すべき期間につきまして、本県におきましては、4月7日から5月31日まで延期されたところです。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められたときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態が解除されることとなります。

2番、緊急事態措置につきましては、全都道府県の区域となっています。基本的対処方針、大変ファイル数が長いので、私からエッセンスのみをご説明します。13ページをご覧ください。

外出の自粛に関する基本的な考え方が述べられております。「①特定警戒都道府県は、引き続き、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、法45条第1項の規定に基づく外出の自粛について、協力の要請を行うものとする。」

少し飛びまして、次の段落です。

「一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外」とされています。

「また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の8割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。」

施設の使用制限の規定についてです。

「① 特定警戒都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。」

以降の手続きは、従来と変更されていません。

「なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域におけるまん延状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。」

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。」

こうした施設の使用に関する取決めがあります。その他に関しては、説明を省略します。

国の対処方針は、後ほどご覧ください。

議題1に関しては、この程度とします。次に議題の2として、県の実施方針、それから

県の基本方針の改定について、お諮りしたいと思います。

資料は、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針本日5月5日改定というファイルになります。

実施方針は、本日付けでの改定を予定しています。

1、措置を実施する期間は、5月31日までとします。下線部は、大きな変更点です。措置の対象とする区域はこれまで同様、神奈川県全域です。

3、実施する措置の内容で、県民の外出の自粛については、国の基本的対処方針を踏まえ、少し丁寧に書きました。

次の内容については、5月31日までとしています。

「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、法第45条第1項に基づく外出自粛の協力を要請する。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出自粛要請の対象外とする。

また、「密閉」、「密集」、「密接」を徹底的に避けるとともに、国で示した「人との接触を8割減らす、10のポイント」（参考1）、「新しい生活様式の実践例」（参考2）の周知を行う。

さらに、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、時差出勤など事業者に協力を要請する。

先ほど、私が国の対処方針で読みましたものとほぼ同様のものを記載していますが、一点のみ本県として配慮した部分があります。4行目、「自宅近隣における」を加えました。国の対処方針ではこれがなく、「屋外での運動や散歩」については対象外とされておりますが、屋外での運動と言え、例えば、「車で遠出し、屋外で運動するのは良いのではないか。」という誤解を受ける可能性も有るので、「自宅近隣における屋外での運動や散歩」というように県民の皆様イメージしていただきたいために言葉を補足しているところです。1枚目の修正点については、外出自粛の点です。

裏面次のページをご覧ください。Skypeの方は、下にスクロールしてください。

「なお、休業要請については、国が14日を目途に示す評価や見解、また、感染症の拡大予測、医療体制などを踏まえた上で、地域別、業種別に段階的に解除することも検討する。」ということで、期間外における本県としての段階的な解除ということも検討するというを示しています。

なお、(3)から(7)につきましては、これまでと同様に変更はありません。

4 緊急事態措置を円滑に行うための取組みの(1)に関しても、変更はありません。次のページ、(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応です。

1つ目の○、3行目までは従来の実施方針にも記載がありましたが、「県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。

具体的には、店舗における感染防止対策への支援や、来店者、売り上げが減少している事業者を支援するため、通販サイトへの登録、デリバリー販売への転向など再起促進支援を進める。」ということで、これは既に、4月の補正予算で議決された部分について、具体例として示したものです。

次は、どちらかと言うと、国への要望です。

「○ 全国知事会と連携して、事業者が最も困っている固定費や人件費に対応するため、家賃負担の軽減や雇用調整助成金の拡充などについて、国に強力な支援を求める。併せて、臨時交付金の増額について働きかける。」

「○ 5月31日までの休業要請の延長に対応する事業者、また、自ら休業する事業者に対する支援を検討する。」としました。

その次の○2つの点線は、時点修正です。

次のコールセンターは、当初の実施方針では「設置する」とありましたが、既に設置して運営中なので、設置を「運営」という言葉に時点修正しました。

また、「○ 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する県民を対象に、くらし、すまい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を設置する。」ということを方針に改めて示しました。

別紙は、表の体裁を整えたもので、大きな変更点はありません。

2ページ目、中段より下、住宅、宿泊施設、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等のところに「※ 行楽を主目的とする宿泊を除く。」という言葉が新たに追加されました。この表のカテゴリの上では、「社会生活を維持する上で、必要な施設」つまり、「ホワイトリスト」と言われていますが、住宅、宿泊施設、ホテル、旅館は、生活を維持する上で必要な施設なので、もちろん休業要請の対象にしないということで整理をしていた訳ですが、国から事務連絡があり、これは行楽を主目的とする宿泊まで推奨するものではないという考え方から出ているので、あえて行楽を主目的とする宿泊はホワイトリストの対象ではないということを確認する意味で記載しています。

なお、参考1として、人との接触を8割減らす10のポイント、参考2として、新たな生活様式の実践例を添付し、外出自粛の要請に合わせ、しっかりと住民の皆様に周知していくものです。

実施方針の変更点につきましては、以上です。

(福祉子どもみらい局長)

補足します。実施方針の4(2)の最後の丸の生活支援総合相談窓口につきまして、本日、記者発表等もしていますので、少しだけ補足します。

『生活支援総合相談窓口をかながわ県民センターに設置します!』という資料です。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する方を対象に、くらし、すまい、しごとの相談をワンストップで受け付ける、生活支援総合相談窓口を設置します。

また、こうした方に、安価な利用料金で宿泊できる施設を提供していただける事業者を募集し、その情報を県のホームページに掲載します。

なお、シンコースポーツ神奈川県立武道館に設置していた緊急受入所は、5月6日をもって閉所します。

1番の生活支援総合相談窓口の内容です。開設日時は、令和2年5月11日からで、平日、10時から12時、14時から16時まで。場所は、かながわ県民センター10階ボランティアサロン内。相談内容は、資料記載のとおりです。

対面なので、相談窓口では、透明のビニールを張るなど、十分な感染防止対策を講じます。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。他に何かございますか。

(本部長 (知事))

(2)の3つ目の○「5月31日までの休業要請の延長に対応する事業者、また、自ら休業する事業者に対する支援を検討する。」とあります。これは、前回の休業要請に応じてくださったところの家賃に焦点を当て、最大30万円。この検討状況はどうなっていますか。

(産業労働局長)

知事の仰るとおり、前回は基礎額10万円に加え、家賃の負担が重いという事業者の声にお応えし、事業所を賃貸している場合はさらに10万円、複数の場合は20万円と上乗せしました。ただ、今般、国で中小企業者の家賃の負担については、何らかの支援を考えると色々国で検討していただいていますので、今回はその家賃に対する上乗せの部分を除きまして、先ず基礎額となるベースとなる10万円を前回は、休業要請をした対象の事業者だけにお支払いすることとしましたが、今回は幅広く外出自粛に貢献していただいている、自主的に休業するという方にも広げることとしてはいかがかと、現時点では考えています。

(本部長 (知事))

確かに、我々自粛要請、休業要請したところ、ある種協力金、自主的に休業されているところのものは言わなかった訳ですけれど、私の耳にも何とかしてほしいという声が届いていましたから、このようにするのは基本的に良いとは思いのだけれど、どのくらい総額で掛かるのか。見積はありますか。

(産業労働局長)

かなりの事業所が対象になるので、どれくらい自主的に休業していただけるのかにもよりますが、例えば、県内で法人の数が18万ありますが、このうち3分の2が自主的に休業していただけたとすると、総額としては前回の協力金と同様の120億円掛かる見込みとなっています。

(本部長 (知事))

前は、国の臨時交付金をそこに充てた訳ですが、全国知事会でも臨時交付金の増額を求めている訳ですが、そのようなものを充てるということでよろしいですか。

(産業労働局長)

はい。臨時交付金が増額されれば、それを財源として、見込んでいきたいと考えています。

(本部長 (知事))

今日、北村内閣府特命担当大臣とはWEB会議を行ったので、私も言いましたが、これは北村大臣の担当のことであり、私からも言うておきますというようなことだったので、確証は今得られていない訳です。その場合はどうしますか。

(産業労働局長)

その場合は、残された財源となりますと、基金という話になると思います。

(本部長 (知事))

国の措置がなければ、財政調整基金を取り崩すということに踏み込まざるを得ないという訳ですけれども、こういうことに皆さん、意見ありますか。

(武井副知事)

確かに、仰るとおり、国の交付金がなければ、財政調整基金の取崩しのほか財源調達の手段がありませんので、それを前提に予算の調整を進めていきたいと考えているので、よろしくお願いします。

(本部長 (知事))

他にご意見ありますか。

皆さん、本当に困っていますからね。自主的に休業されている方も含め、財政調整基金を取り崩しますか。

(総務局長)

今、副知事も仰ったとおり、他に財源がないとすれば、財政調整基金を取り崩してでもやるということで結構だと思います。

(本部長 (知事))

では、1社に対して金額としてはいくらになりますか。

(産業労働局長)

10万円です。

(本部長 (知事))

10万円ということで、皆さんにとってみれば、焼け石に水ということになるかもしれませんが、我々の精一杯ということで、財政調整基金を取り崩してでもできるということで皆さんよろしいですか。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。只今、本部長から指示がありましたとおり、5月31日までの休業要請の延長に対応する事業者だけでなく、自ら休業する事業者に対しても支援すると、やや具体的な議論になりましたが、その方向性をしっかりと実施方針に位置付け、今後も県として対応していきます。

他に何かございますか。

(本部長 (知事))

今の件は、議決後の話で。

(くらし安全防災局長)

総務局長、よろしいでしょうか。

(総務局長)

結構です。議決後の、対応ということでよろしいですか。

(くらし安全防災局長)

もちろんです。予算調整、議会という手続きをしっかりと経ることを大前提とします。

(総務局長)

承知しました。

(くらし安全防災局長)

他に何かございますか。

補足ですが、今回の基本的対処方針の中で、図書館、美術館、博物館等については、場合によっては要請を解除するという報道もされていますが、本県としては、現時点では施設の休業要請については、従来どおりとし、図書館、美術館、博物館等先駆けて解除するという事は実施方針に明確に記載していませんし、現時点では考えていません。

もしよろしければ、こうした実施方針で進めていくことについて、構成員の皆様よろしいでしょうか。

特にご異議がないとのことなので、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針につきましては、本日、このとおり、改定されました。なお、市町村に対しても、速やかに今日中にお送りしたいと考えています。

それでは、次に進めます。

今の実施方針の中で、一番最後に県の実施体制について触れているところがあります。もう一度、実施方針をご覧ください。

「8月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。」

県の基本方針について、議論は済んでいます。段取りが悪くなり申し訳ありませんが、本部長からこの際、只今実施方針が確定して、学校につきましても、休業施設の対象になるので、この場で、形式的で恐縮ですが、教育委員会に対して県立での取扱いにつきまして、ご指示をいただければと存じます。

(本部長 (知事))

県立学校についても、この全体の方針は受け継いでやってもらうようにお願いします。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。

それでは、基本方針に移ります。今、本部長から教育委員会に対して要請がありました。これは法的には、法第24条7項に基づいて知事から教育委員会に休業要請を出したという認識になります。これを踏まえ、県の基本方針、県機関内部の話ですが、整理をしたいと思います。基本的に基本方針の1番、対象期間にあるとおり、8月31日までの取扱いについて、従来から内容を固めていますので、今回の変更点は、只今の実施方針の改定に基づき、知事から教育委員会に要請がありましたので、それを踏まえ、4番の別添資料1につきまして、しっかりと位置づけるということなので、よろしければ、教育長、よろしくをお願いします。

(教育長)

既に前回の本部会議の中で、5月7日以降の県教育委員会の対応を報告しています。改めて、知事からご要請されたので、県教育委員会としては、この別添資料のうち、1、県立学校については、休業期間を5月31日までとする。2、市町村立学校についても、同様の措置を取るよう各市町村教育委員会に要請します。上記のほか、児童・生徒に対する学習保障、保護者等からの相談の窓口設置、特別支援学校における幼児・児童・生徒の居場所の対応等、県立学校並びに市町村教育委員会教育長に対して、これから通知したいと思えます。

通知につきましては、ベースとして、別紙1が県立学校長、別紙2が市町村教育委員会教育長、別紙3で今回、県教育委員会からのメッセージを本日付で各県立学校を通じ、保護者の皆様へお届けしたいと考えています。この別紙3の文章の下の方にありますが、県立学校に入学した児童・生徒の皆さんの学びを保障することが学校と県教育委員会の使命だと、私たち教育委員会一人ひとりがこのことを胸に刻んで、学習や教育活動再開後の子ども達の学びについて全力で取り組んで参りますというメッセージを本日付で出したいと考えています。

県教育委員会の対応は、以上です。

(くらし安全防災局長)

只今、県の基本方針のうち、今回変更となる教育委員会の部分につきまして、教育長からご説明をいただきました。これに対して、各構成員からは何かございますか。

それでは、この県の基本方針につきましても、只今の教育委員会の対応を含め、本部長、これでよろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、了解しました。よろしく申し上げます。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。これで議題の2の基本方針と実施方針が確定しましたので、報告します。

次の議題です。(3) 緊急事態宣言の延長に係る知事メッセージです。

既に冒頭、知事からご挨拶がありました。こうしたものを含め、改めて、県民の皆様にも延長に係る知事メッセージをお送りしたいということです。

それでは、知事からメッセージを読み上げていただければと思います。よろしく申し上げます。

(本部長 (知事))

4月7日、本県に緊急事態宣言が出されて以来、県民や事業者の皆さんには、外出の自粛や、施設の休業要請などにご理解、ご協力をいただき、深く感謝します。

本県における新型コロナウイルス陽性患者数の発生状況は、一時期と比べ減少しているものの、昨日時点で累計1,109人となるなど、依然として予断を許さない状況です。

こうした中、5月4日、政府は全都道府県に出していた緊急事態宣言を5月31日まで延長する決定を行い、本県は引き続き、特定警戒都道府県として指定されました。

そのため、県は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、引き続き、県民や事業者の皆さんに、外出の自粛と感染拡大につながる恐れのある施設の休業をお願いすることになります。

こうした措置を継続せざるを得ないのは、大変心苦しいですが、感染拡大を防止し、県民の皆さんのいのちを守るためですので、ご理解、ご協力をお願いします。

県では、医療崩壊を何としても防ぐため、神奈川モデルによる医療提供体制の整備に懸命に取り組んでいます。

また、臨時医療施設の整備を含めた重点医療機関の充実や、軽症者、無症状の方を受け入れる宿泊施設の確保、地域との連携による「神奈川モデル・ハイブリッド版」の整備など、先進的な取組を加速してまいります。

さらに、緊急事態措置に伴って、様々な影響を受ける県民や事業者の皆さんの支援に、引き続き全力で取り組みます。

新型コロナウイルス感染症に打ち勝つため、正念場が続きますが、感染拡大防止を徹底し、新規感染者を減らすことができれば、医療崩壊を招くことなく、社会・経済活動を再開することができます。

改めて、県民の皆さんには、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛をお願いいたします。

県民や事業者の皆さんとともに、県の総力をあげて、この難局を乗り切っていきましょう。

令和2年5月5日

神奈川県知事 黒岩 祐治

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。只今、本部長にメッセージを読み上げていただきました。

この議題に関しては、以上とします。

議題の4番です。関係団体への要請ということで、当初、緊急事態措置を行った際、各局が所管している様々な団体に施設の使用制限等あるいは外出の自粛について強く要請したところですが、今回の延長措置ですが、改めて事業者の皆様をお願いするという事で添付ファイルのとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力

要請について、雛形をご用意しました。

只今、知事が読み上げた知事メッセージと先ほどご確認いただいた神奈川県の実施方針を添付する形で本文のとおり、5月31日まで延長され、本県が特定警戒都道府県に引き続き指定されたことに伴い、実施方針を改定し、5月31日まで休業要請をお願いすることは、第24条第9項に基づく協力要請として、傘下の組合員等に対して、周知徹底を再度お願いする雛形を作成しましたので、各局におかれましては、速やかに関係団体に改めて送付していただければ幸いです。

以上、議題につきまして、全て報告しましたが、その他、発言等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、最後に本部長からお願いします。

(本部長 (知事))

今回の国の方針から神奈川県の方針に変える中で、「自宅近隣における屋外での運動や散歩」、この文言を入れて良かったと思います。

皆さんかなり自粛要請にysteてくださって、色々なところで減ってはいても、やはり、あるところには密の状態がありました。その中で、「外ならいいだろう。」というのは「自宅近隣における屋外」ということをしっかりと言うべきでしょう。そうでないと、車でわざわざ出かけて行って、公園で遊ぶということもありましたから、入れて良かったと思います。

「また我慢をしないといけないのか」と、皆そういう思いだと思います。

私、昨日の諮問会議で申し上げたのは、1ヶ月間なら呼吸を止めて我慢するんだという、そろそろ息ができるかなというときに、もう3週間息ができないという、普通は耐えられない、死んじゃいますという状況の中で、またお願いせざるを得ない訳です。

ですから、我々もこのようなことを県民に申し上げるのは本当に心苦しいことではありますが、県民のそういった声を自分の痛みとしてしっかり受け止めながら、対応していきたい。それを皆さんとの共通の認識にしていきたいと思います。

ご苦労様でした。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。これもちまして、対策本部会議を終了します。